

令和4年11月版 総合評価方式の試行に関する運用ガイドライン 改定概要

1 改定の基本方針

公共工事の品質は、工事の特性や地域の実情に応じて多様な入札及び契約方法の中から適切な方法を選択することで確保することが求められており、その方法の一つとして「総合評価方式」の活用が示されている。このため、茨城県が発注する工事において実施する総合評価一般競争入札に関し必要な事項として、土木部及び農林水産部農地局（以下（「農地局」という。）では、「総合評価方式の試行に関する運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を、それぞれ定めている。

このガイドラインは、本来、行政の統一保持の観点から、茨城県の内部組織において同一のものであることが望ましいと考えられる。しかし、土地改良工事は土木部が発注する工事とは異なる要素や特性があるため、土木部が定めるガイドラインを基本に独自の評価基準を定めている。

以上のことから、農地局が定めるガイドラインの改定にあたっては、土木部で改定する内容に対応したものとする。

2 改定概要

(1) 評価基準等の改定

評価項目	改定内容		備考
	土木部 (R4/10 改定)	農地局 (R4/11 改定)	
工事成績評定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事成績評定点に併せて、<b>評価対象の工事件数の実績</b>を評価する。</li> <li>・評価点 4.0 点（最大）</li> </ul>	同左	
優良工事の受賞	<b>廃止</b>	同左	県内型 特別簡易型(II) 簡易型・標準型
若手 <b>及び女性</b> 技術者の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若手<b>又は女性技術者</b>を当該工事における現場代理人又は主任（監理）技術者として配置の有無で評価する。</li> <li>・評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、<b>又は女性技術者</b>とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3か月以上の雇用関係がある者とする。</li> </ul>	同左	全タイプ

(2) 技術評価点 **【変更なし】**

(3) その他 誤謬等の修正

以上